

三原市都市公園指定型ネーミングライツパートナー募集要項

三原市では、都市公園の長期的、継続的な運営基盤を確立するための財源を確保するとともに、企業等の地域貢献の促進と市民に親しまれる愛称を命名するため、ネーミングライツパートナーを募集します。

1 施設概要

(1) 対象施設

- ①宮浦公園
- ②本郷総合公園
- ③船木防災公園

(2) 所在地

- ①三原市宮浦二丁目 1-1
- ②三原市本郷町下北方一丁目 157-4
- ③三原市本郷町船木 5200-18

2 募集条件

(1) 応募資格

ア 法人であること。

イ 三原市広告掲載取扱要綱（平成 20 年三原市要綱第 4 号。以下「要綱」という。）第 4 条及び三原市広告掲載取扱要綱に係る運用基準（平成 20 年制定）に該当しないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に規定する者に該当しないこと。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていない者であること。

オ 三原市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 4 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行う者でないこと又は法人の役員若しくは支配人（非常勤を含む。）が同条第 2 号に規定する暴力団員若しくは同条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。

カ この募集の日から決定の日までのいずれの日においても、市から指名除外又は指名留保の措置の期間中でない者であること。

キ 本市に納付すべき市税並びに国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

(2) ネーミングライツ使用期間

令和 8 年 4 月 1 日から 3 年以上 5 年以下で、1 年単位とする。

(3) ネーミングライツ対価

希望価格は、1 施設あたり 1 年につき 200,000 円以上（税別）とし、物品の寄付、役務の提供などを組み合わせた提案も可能とします。（物品の寄附、役務の提供などのみの提案は不可）

(4) 愛称の条件

ア 対象施設 1 施設あたりの愛称をひとつ提案してください。

イ 1 事業者が複数の対象施設への応募が可能です。

ウ 市民に親しまれ、かつ、施設にふさわしい愛称とし、企業名又は商品（ブランド）名を含んだ名称を付けることができます。

エ ネーミングライツ使用期間中の愛称変更は、原則としてできません。

オ 要綱第 4 条各号に該当しないものとします。

カ 今回募集する名称は、施設の愛称であることから、条例で定める施設の名称の改正は行いません。
また、愛称が定着するまでの間、条例上の名称を併記することがあります。

キ 船木防災公園の愛称は、防災公園であることが分かる愛称としてください。

(5) 愛称の表示

ア 愛称の表示が可能なものは、施設敷地内の看板、案内板、印刷物（パンフレット、ポスター、チラシ等）、施設のホームページです。なお、新たに看板等の設置を希望する場合は、別途協議の上、設置の可否を決定することとします。

イ 施工の範囲、実施時期及び内容については、市及び関係機関と協議の上決定します。なお、看板の大きさによっては、広島県屋外広告物条例（昭和 24 年広島県条例第 72 号）に基づく申請が必要となる場合があります。その場合は、ネーミングライツパートナーは申請手続きを行うとともに、ネーミングライツ料とは別に許可申請手数料を負担していただきます。

ウ 市の発行する印刷物については、原則、新規作成物からの表示とします。

エ ネーミングライツパートナーが周辺の道路標識等における表示変更を希望する場合は、市と関係機関において設置の可否も含め検討します。

(6) 愛称表示に伴う費用負担等

ア 名称変更に伴う看板、案内板等の表示変更、新設及び維持管理並びに契約期間終了後の原状回復は、ネーミングライツパートナーが施工することとし、それに要する費用は、ネーミングライツ料とは別にネーミングライツパートナーの負担とします。

イ 周辺の道路標識等の表示変更及び契約期間終了後の原状回復に要する費用は、ネーミングライツパートナーの負担とし、実施方法等については、別途協議の上決定します。

(7) 三原市の行う業務

ア ネーミングライツパートナー及び愛称の決定について、市のホームページや広報誌等で公表します。

イ 市は、愛称の使用に努めるとともに、関係機関等の協力を得て、その愛称が印刷物、標識等へ表示されるよう努力します。

3 応募の手続

(1) 申込書の受付

ア 方法

持参又は郵送により受け付けます。

イ 期間

令和 7 年 1 1 月 4 日(火)から令和 7 年 1 2 月 2 6 日(金)までとします。

ただし、持参の場合の受付時間は、土・日及び祝日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとし、郵送の場合は期間内必着とします。

〒723-8601 三原市港町三丁目 5 番 1 号

三原市都市部都市開発課 電話番号 0848-67-6116（直通）

(2) 提出書類

ア 三原市都市公園指定型ネーミングライツパートナー申込書（様式 1）

※複数施設の提案希望の場合も施設ごとに書類を作成すること

イ 印鑑証明書（原本）

ウ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）

エ 会社概要及び直近 3 か年の財務諸表

オ 役員名簿（様式 2）

※暴力団排除のため、広島県警察本部に照会します。

カ 三原市税の完納証明書（本市に納税義務のある場合のみ）

キ 国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書

ク 地域社会貢献活動の実施状況（様式 3）

なお、提出された書類は、理由の有無にかかわらず一切返却できません。（イ、ウ、カ及びキに掲げる書類は、申込書を提出する日の 3 か月前の日以降に発行されたものを添付すること。）

(3) 募集要項等に関する質問

ア 受付期間

令和 7 年 1 1 月 4 日(火)から令和 7 年 1 1 月 2 8 日(金)午後 5 時までとします。

イ 受付方法

「三原市都市公園指定型ネーミングライツ質問票」（様式 4）に必要事項を記入の上、ファクシミリ又は電子メールで送付してください。

この場合、送信の事前又は事後に電話連絡をお願いします。また、質問に対する回答は、令和 7 年 1 2 月 5 日(金)午後 5 時までに、すべての質問者に電子メールで送付します。

4 選定方法

(1) 選定方法

提出書類をもとに、応募資格の適正を確認し、要綱第 9 条に規定する審査会（以下「審査会」という。）において、応募資格及び愛称の適否を審査し、総合的に判断し、ネーミングライツパートナー優先交渉権者を選定します。

複数応募がある場合は対象施設ごとに応募内容を点数化して応募者間の順位付けを行い、第 1 位の者をネーミングライツ・パートナー優先交渉権者として選定します。1 事業者が複数の対象施設に応募している場合は、順位付けは対象施設ごとに行い、それぞれについて第 1 位となった者をネーミングライツ・パートナー優先交渉権者とします。

なお、応募が 1 件の場合でも、審査会において審査を行います。

※ 提出書類の内容確認のため、ヒアリングを実施することがあります。ヒアリング実施の有無、日程については、令和 8 年 1 月 9 日（金）に電子メールでお知らせします。

(2) 選定基準

次の選定基準に基づき審査し、総合的に判断して、ネーミングライツパートナー優先交渉権者を選定します。

選定基準	選定のポイント	配点
ネーミングライツ対価	① ネーミングライツ料	50
	② 提案する対象施設への改修、物品の寄付、清掃等公園の魅力向上につながる提案があるか	20
愛称	③ 愛称の親しみやすさ、呼びやすさ	10
企業の適格性及び社会貢献	④ 地域社会への貢献度（これまでの実績及び今後の取組方針等）	10
	⑤ 市内に本店、支店、営業所、工場等を有するか	10

評価の基準 ①

最高応募金額を満点とし、それ以外の応募金額は最高応募金額との差を比較して点数を算出します。

点数＝配点 50 点×（比較対象金額÷最高応募金額）

計算過程の端数処理はせず、得られた点数の小数点第三位を四捨五入する。

評価の基準 ②、③、④

5 たいへん良い	とくに優れていると考えるレベル	配点×1.0
4 良い	通常のレベルに比べてより良いと考えるレベル	配点×0.75
3 普通	通常はこの程度やるべきであろうと考えるレベル	配点×0.5
2 悪い	通常のレベルに達していないと考えるレベル	配点×0.25
1 たいへん悪い	通常のレベルに達していないばかりか、とくに問題であると考えられるレベル	配点×0

評価の基準 ⑤

市内の事務所・事業所等の有無について、次により採点します。

市内に本店等を有する場合	10 点
市内に支店、営業所、工場等を有する場合	5 点
市内に上記のいずれも有しない場合	0 点

(3) 選定結果の通知及び公表

ネーミングライツパートナー優先交渉権者選定後、すべての応募者に文書で通知します。なお、ネーミングライツパートナー優先交渉権者を、市ホームページ等で発表します。

5 契約の締結及び解除

(1) 契約の締結

市は、ネーミングライツパートナー優先交渉権者と協議の上、契約条件について合意に至れば、ネーミングライツパートナーとして契約を締結します。

(2) 契約の解除等

ネーミングライツパートナー優先交渉権者選定後に、本募集要項 2 の(1)の応募資格を欠くと認められる事実が明らかになったとき、又は社会的信用を著しく損なうなどネーミングライツパートナーとしてふさわしくないと認められるときは、選定の取消しや契約の解除をすることがあります。その場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

6 スケジュール

- | | |
|---------------------------|--------------|
| (1) ネーミングライツパートナー優先交渉権者決定 | 令和 8 年 1 月中旬 |
| (2) ネーミングライツパートナー契約締結 | 令和 8 年 1 月下旬 |
| (3) ネーミングライツ使用開始 | 令和 8 年 4 月 |

7 問い合わせ先及び提出先

三原市都市部都市開発課

〒723-8601 三原市港町三丁目 5 番 1 号

電話番号 0848-67-6116

FAX 番号 0848-64-6057

電子メールアドレス toshikaihatsu@city.mihara.hiroshima.jp